

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 K 4 - 1 5
- 2 案件名 共通基盤システム更新に伴う税システム対応業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所 大阪市北区堂島浜1丁目2番1号  
社名 株式会社日立システムズ
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
共通基盤システムの更新に伴い、市民税賦課収納システムにも改修作業が発生します。  
市民税賦課収納システムは、(株)日立システムズ製のパッケージ「ADWORLD」を利用しており、同社が「ADWORLD」の著作権を有しているため、随意契約を締結するものです。
- 7 問合わせ先  
課名：情報政策課 内線：2514

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名 花壇花苗
- 2 案件場所 宝塚市 安倉北1丁目 地内
- 3 契約期間 契約日から令和4年（2022年）11月25日まで
- 4 契約相手方  
住所：宝塚市山本東2丁目2番1号  
社名：宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社
- 5 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本件は、市内一円にある地域緑化モデル地区指定団体が管理する公共花壇に配布する花苗を一括購入するものです。本市の公共花壇の管理については、半年間まちを彩り続ける良質な花苗を安定的に供給することが求められていると共に、この事業を通じて、本市の地場産業の育成及び園芸技術の向上を図る必要があります。

当該業者は、本市と3地区の専門業者が植木産業の振興と地域活性化を目的として設立した業者であり、花苗販売のみならず、市内のボランティア団体、学校等に向けた講習会を実施する等、市民の園芸技術向上に大きく寄与しています。

よって、市内の緑化団体へ配布する良質な花苗の安定供給のほか、花苗を通じて花壇づくりの学習支援や緑化啓発事業の普及促進による市内緑化団体の育成、市民緑化意識の醸成を図ることができることから、当該業者と随意契約を締結するものです。

- 7 問合わせ先 公園河川課（内線 2283）

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件名 デジタル映写機の更新
- 2 案件場所 宝塚市 売布2丁目 地内
- 3 契約期間 契約日から令和4年（2022年）12月27日
- 4 契約相手方 住所：大阪市天王寺区上汐4-5-20  
社名：株式会社 映像機器システム社
- 5 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
デジタル映写機は、映画上映時の場内アナウンスや音響設備との連携、上映前後の幕の開閉など映画館内の機器と連携しており、デジタル映写機の更新の際には、これらの機器との調整作業が必要であるため、館内の配線等の構成に精通していることが求められる。  
また、機器に不具合が発生した際のリスクとして、映画館が配給会社との契約を行っ契約に基づき、上映ログ及び収入の実績報告をデジタル映写機と連携したシステムから行っているため、機器の動作について責任の所在を明確にし、トラブルに迅速に対応できる環境が必要である。  
上記事業者は、現在のデジタル映写機を設置し、機器のメンテナンスを行っており、前述の要件を満たす唯一の事業者であることから、随意契約の相手方とする。
- 6 問合わせ先 課名：市街地整備課 内線：2325

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健高長 R4-1
- 2 案件名 宝塚市緊急通報システム事業運営委託
- 3 案件場所 宝塚市市内一円
- 4 契約期間 令和4年(2022年) 10月 1日 から  
令和9年(2027年) 9月 30日 まで
- 5 契約相手方  
住所：大阪府淀川区十三町3丁目6番35号  
社名：大阪ガスセキュリティサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠) 地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当  
(指定理由)  
当該事業運営委託の受託事業者について、実績、専門性、技術力、利用者への配慮等を勘案し、総合的な見地から判断するべく、公募型プロポーザルにより事業者を募集した。  
宝塚市緊急通報システム事業運営委託に係る公募型プロポーザル審査会において企画提案内容等の審査を実施した結果、上記事業者が受託候補者として選定されたため、同事業者と契約を締結する。
- 7 問い合わせ先  
課名：高齢福祉課 内線：2533

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－6
- 2 案件名 生活保護システム保守管理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日から令和5年（2023年）3月31日
- 5 契約相手方  
住所： 秋田市南通築地15－32  
社名： 北日本コンピューターサービス株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当  
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当  
  
(指定理由)  
現在使用しているソフトの著作権を保有している上記業者以外、当業務の実施は不可能であるため。
- 7 問合わせ先  
課名： 生活援護課 内線：2618

## 特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健せ支委－7
- 2 案件名 宝塚市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター等運用業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)3月31日まで
- 5 契約相手方 住所：大阪市北区大深町3－1 グランフロント大阪タワー B16 階  
社名：パーソルテンプスタッフ株式会社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当  
宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
当該業務は価格高騰緊急支援として住民税非課税世帯1世帯につき5万円を給付する事業であり、コールセンター等の運用については一刻も早く受託者を決定する必要がある。上記事業者は宝塚市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター等運用業務を受託した実績があり、各種給付金事務における市民への窓口・電話対応、事務処理における経験も豊富であるため、確実かつ迅速な業務遂行が可能である。以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2622

## 特名随意契約の理由書

- 1 物件名 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給要件確認書  
及び送付用封筒並びに返信用封筒の印刷製本
- 2 納品場所 宝塚市東洋町1番1号 宝塚市役所
- 3 履行期間 契約日 から 令和4年(2022年)11月24日まで
- 4 契約相手方 住所：大阪市中央区高麗橋4丁目1番1号興銀ビル2階  
社名：株式会社広済堂ネクスト

### 5 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 5号 該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

#### (指定理由)

当該業務は、電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として住民税非課税世帯等につき5万円を給付する事業に必要な確認書及び封筒の印刷、作成業務であり、一刻も早く実施する必要がある。

上記事業者は非課税世帯への給付金支給の際にシステム業者と連携し印刷業務等を担った実績がある。本業務も同じシステム業者を予定しており、上記事業者であれば印刷に取り掛かるまでの校正日程が短く、本市が求める期間までに成果物納入が可能であるため、随意契約の相手方とする。

### 6 問合わせ先

課名：せいかつ支援課 給付金担当 内線：2595

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号        S N 1 - 1
  
- 2 案件名            市営火葬場自動ドア保守点検委託
  
- 3 案件場所        宝塚市 川面字長尾山 地内
  
- 4 契約期間        契約日から 令和7年(2025年)9月30日
  
- 5 契約相手方  
    住所： 尼崎市南武庫之荘5丁目2番18号  
    社名： ナブコドア株式会社
  
- 6 指定理由  
    (根拠)  
    地方自治法施行令 第167条の2第1項\_\_2\_\_号該当  
    宝塚市契約規則 第20条1項ただし書該当  
  
    (指定理由)  
    本件の対象となる自動ドア設備は上記事業者が製造したものであり、機器の内部構造等を熟知している同社でなければ正確な整備、点検を行うことができないため。
  
- 7 問合わせ先  
    課名： 生活環境課                      内線： 2605



## 特名随意契約理由書

- 1 案件番号 教管賃-36
- 2 案件名 宝塚市学校給食栄養管理システム機器等の賃貸借及び保守に関する契約
- 3 案件場所 宝塚市 東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和10年（2028年）3月31日まで
- 5 契約の相手方  
住所：豊橋市東小田原町 28 番地  
社名：株式会社システムクリエイト
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項 8 号該当  
  
宝塚市財務規則 第 20 条 1 項 ただし書 該当  
  
(指定理由)  
本案件については、令和 4 年 5 月 24 日に一般競争入札に付されるも、応札者なきため不調となった。また、令和 4 年 7 月 15 日に再度入札公告を行い、おおよそ 2 週間に渡り参加申請を募るも、申請者なきため入札取止めとなった。  
システムを安定して運用するためには早急に契約手続きを開始せねばならないため、二度に渡って一般競争入札が不調となった経緯を踏まえ、他市において同種案件の契約を行っている実績があり、本案件の受託が可能である上記相手方と随意契約を締結する。
- 7 問合わせ先  
課名：学校給食課 内線：2178